

## 個別ケース検討会議とは

協議・検討する事項について

- 1 子ども(家庭)の情報の集約、問題点の確認、危険度や緊急度の判断
- 2 具体的な支援方法や支援計画の検討、役割分担の決定
- 3 主担当機関と主たる支援機関の決定、次回会議日程等の確認

守秘義務について

要対協の枠組みで行う個別ケース検討会議は、児童福祉法上の守秘義務が課せられています。会議の内容について、正当な理由なく他に漏らす等した場合、罰則が科せられることがあります。

児童虐待を  
発見した場合

はっきり児童虐待とは  
わからない場合

保育所等で  
関わっているだけでは  
不安な場合

## こんなとき、まずは相談を![各種相談窓口]

夜間・休日は「札幌市子ども安心ホットライン」へご連絡ください。

### ●札幌市児童相談所(担当区:中央・北・東・南・西・手稲)

[月~金8:45~17:15] TEL.011-622-8630  
※土・日曜、祝日及び12月29日から1月3日まではお休み

### ●札幌市東部児童相談所(担当区:白石・厚別・豊平・清田)

[月~金8:45~17:15] TEL.011-863-6290  
※土・日曜、祝日及び12月29日から1月3日まではお休み

### ●札幌市子ども安心ホットライン(24時間365日)

TEL 011-622-0010  
ぶじに おーとー  
いちはやく  
189  
局番なしの

児童相談所虐待対応  
ダイヤル(24時間365日)

### ●各区健康・子ども課(家庭児童相談室)

[月~金8:45~17:15]

中央区	TEL.011-205-3353
北 区	TEL.011-757-1182
東 区	TEL.011-711-3212
白石区	TEL.011-862-1881
厚別区	TEL.011-895-2497
豊平区	TEL.011-822-2423
清田区	TEL.011-889-2049
南 区	TEL.011-581-5211
西 区	TEL.011-621-4241
手稲区	TEL.011-688-8596

※土・日曜、祝日及び12月29日から1月3日まではお休み

こどもや家族が保護を求めている場合や性的虐待、生命が危ぶまれるような場合には、すみやかに担当区の児童相談所(札幌市子ども安心ホットライン)へ連絡してください。

児童虐待防止法第6条の規定に基づき、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、すべての国民に通告する義務があります。また、児童虐待防止法第7条の規定に基づき、通告した方の秘密は守られます。



オレンジリボンにはこどもの虐待を防止するというメッセージが込められています。

このリーフレットは、「児童虐待防止ハンドブック」(札幌市)のうち関係機関の皆さんに知っておいていただきたい情報をまとめたものです。編集にあたっては「子ども虐待対応の手引き」(こども家庭庁)、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(文部科学省)や他都市が作成した児童虐待防止ハンドブック等の内容を参考にしました。

発行:札幌市児童相談所地域連携課(Tel011-622-8620)(令和2年(2020年)8月作成)(令和7年(2025年)8月改訂)

## SAPP\_RO

# 札幌市児童虐待防止ハンドブック <ダイジェスト版>

子どもたちを虐待から守るためにには、普段の生活に関わる機関における気づきと支援が不可欠です。  
子どもたちが安心して健やかに成長できるよう、関係機関が力を合わせて支援していきましょう。

## 判断に迷う時

児童虐待は、家庭の中で行われるため見えにくく、発見が難しいものです。  
そのため、日常的に子どもと関わっている機関での「気づき」が大切です。  
判断に迷う場合でも、ありのままをぜひ相談してください。

## 組織での対応

虐待対応は多岐に渡る支援が必要です。  
子どもに関わる方が一人で抱え込んだり、自分だけで解決しようとせず、組織的に対応することが重要です。

## 保護者との関係

保護者との信頼関係を壊したくないために連絡をためらう声も聞かれます。  
相談をきっかけに支援が始まることあります。  
親を責めるのではなく、家族全体を支えるという視点で考えていきましょう。

より早く「相談」いただくことで、子どもと家庭のより良い支援につながります。

## 「要対協」って何でしょう?

札幌市では、支援が必要な子どもの早期発見や適切な保護を図るため、「札幌市要保護児童対策地域協議会(要対協)」を設置しています。



## 保育所・幼稚園・認定こども園などの留意点～園での1日の生活の様子から～

### 保護者への対応

#### 常に目をかけておく

温かいねぎらいの言葉をかけましょう。

例えば、子どもに対して乱暴な声かけをしているようなときには、子育ての大変さをねぎらい、園での子どもの良いところなどを具体的に伝えましょう。

#### 家族を悪者扱いしない

不適切な対応をしてしまう家族にもそれなりの理由はあり、単に責めるだけでは逆効果です。子育ての大変さと共に、自らを変える努力ができるよう働きかけましょう。

#### 親が子どもの行動を理解するのを助ける

虐待を受けた子どもは行動面(乱暴、かんしゃく、反抗など)に表れることが少なくありません。良いこと、できていることを具体的にほめる等の形を試すように促しましょう。

#### 具体的にとれる方法を家族と一緒に考える

誰もが理想的といえる子育てをできるわけではありません。

家庭の状況に合わせて、具体的かつ現実的な方法を保護者とともに考え、できたときの達成感を育てるように援助しましょう。

#### 事実は事実として確認する

共感的な対応が基本となりますぐ、傷やケガ、気になる発言があった場合には、園として放ってはおけない(確認する)旨、普段から伝えておくことが効果的です。

例えば、傷やけがについては、原因が何なのかは園として確実に確認する必要がありますし、連絡なく子どもが登園しない場合も、事情をすぐに確認すべきです。

その上で、園内で協議しても、なお心配が解消されない、虐待が疑われるような場合には、すぐに区役所や児童相談所に連絡をお願いします。

### 子どもへの対応

#### 子どもが安心して話せる場をつくる

心配な様子が見られるときには、子どもが話せる雰囲気をつくり、さりげなく聞きましょう。ふだんの子どもの様子と合わせ、行動や感情表現の理由を考えるのも効果的です。

保育所・幼稚園・認定こども園などでは、日々の様子を見ているからこそつかむことができる小さな変化を、見落とさずに情報を整理できるのが大きな強みです。

### 見守り(モニタリング)のポイント

日頃から子どもや家庭に接触が可能な機関・関係者は、日常的に細かな援助を行い、緊急の場合には専門機関(区家庭児童相談室や児童相談所)に連絡する必要があります。

あらかじめ、個別ケース検討会議の場等を活用し、見守りすべき項目の確認、具体的にどのような状況が生じた際に、専門機関(区家庭児童相談室や児童相談所)に連絡し、情報共有・協働での対応を

するべきかについて協議しておくことが望ましいです。  
特別な動きがない場合でも、定期的に主担当機関(区家庭児童相談室または児童相談所)に情報共有を行っておきましょう。

### 虐待対応において緊急性の高いもの

以下の状況については、対応の緊急性が高いものと理解し、ただちに区家庭児童相談室や児童相談所に連絡してください。

- 子どもに生命の危険があるようなケガがある(頭や顔の外傷、骨折、打撲、火傷など)
- 保護者が子どもに対し生命の危険及びるような加害行為をしている(医療が必要なほど殴る、蹴る、乳幼児を強くゆするなど)
- 衰弱状態(脱水症状、栄養不足など)
- 性的な被害(性交、性器や性交をさせる、身体に触る・触らせるなど)
- 保護者または子ども自身が保護を求める(家に帰りたがらない差し迫った状況など)  
★乳幼児は、自ら危険を避けることができないため、危険度や緊急性が高まります。

